

紫雲寺町人権侵害事件の報告

「子どもと教育を守る新潟県教職員の会」

板橋育夫

卒業式・入学式の栄にわが子の名前がない

一、いじめ問題から始まった

一九九六年、Bさんの長男Aさんが小学校に入学した。入学して間もなくの頃から、靴がなくなるとか、お腹を蹴られるとかのことが起きた。こうしたことが続いたので、家族で相談して学校にその対応を求めた。

両親が訴えるとその後はやんだが、完全になくなることはなかった。二年になつてもいじめは続き、その後ますますひどくなつた。両親の記録によれば①頭をたたかれる、②まわし蹴りをされる、③石につづく仕掛けをされて転ばされる、④棒でたたかれる、⑤石を投げられるなど、二〇件ものことが、日時、場所、

内容で残されている。

この前の年、春日中の「いじめ自殺事件」が起きていたことから、学校側は最初、真剣に取り組む姿を見せていたが、校長を窓口にして取り組むようになつてから、「調べてみたが、いじめの事実は確認できなかつた」の結論で押し通すようになった。

Aさんはついに学校に行けなくなり、四年間が過ぎていつた。この間の本人と家族の苦闘は筆舌に尽くしがたい。

二、卒業前に矛盾が一気に吹き出る

家族は、Aさんの小学校卒業を間近に控え、いじめ

問題に決着をつけ、気持ち良く中学校に進学させたいと考えていた。学校・教育委員会と、いじめ問題について話し合いを進めると、「もう過ぎたことだからいいじゃないか。これからのことを考えよう」と、まともに取り合おうとなかった。

問題解決が十分に図られないままに、二〇〇一年三月二十五日の卒業式を迎えた。

Aさんと父親は勇気を振り絞り、当日の式場へ出かけた。普通であれば、久しぶりに登校したAさんを迎える、担任は飛んで来て言葉をかけるものであるが、そうしたことはなかった。担任を含め学校側は見て見ぬ振りをした。やむなく二人は式場の後ろに立って、その時を迎えた。そこで信じられないような人権侵害事件が起きた。

①卒業証書授与ではAさんの名前は呼ばれなかつた。
 ②校長の式辞は、半分近くがAさんのことであり、本人のプライバシーに亘ることを平然と述べた。③学校側は一生懸命やつたこと、いじめの事実がなかつたことなど学校側の主張が、保護者、来賓のいる前で強調されて述べられた。④当日配布された葉の卒業証書授与者欄にAさんの名前がなかつた。(二人には葉が渡されていなかつたので、④の事実は六ヶ月後に知つた)

三、町教育委員会と学校がした差別の数々

二〇〇一年九月、わたしは「これらの事実を知つた。あまりにもひどい事例なので、にわかには信じ難かつた。調査を進めていくうちに、卒業式、入学式の葉が手に入り、それが真実と分かつた。「人の子どもになんてことをするのだ」と、学校側のひどい仕打ちに怒りがむらむらとわいてきた。このまま放置するわけにはいかないと思った。

紫雲寺町教育委員会、藤塚小学校、紫雲寺中学校のAさんへの不平等な取り扱いと人権侵害は次のようになる。

(1) 藤塚小学校卒業式の案内状を渡さなかつた。

(2) 卒業証書に記載する名前に、誤りがないかを確かめる調査用紙を渡さなかつた。

(3) 卒業式の葉の卒業証書授与者欄に名前がなかつた。

(4) 小学校長は、卒業式の式辞でAさんのプライバシーに触れる内容を本人の同意なく話した。

(5) 紫雲寺中学校への入学通知書（法律で渡すこと）と
を義務付けられた書類）を渡さなかつた。

(6) 紫雲寺中学校の乗の入学者欄に名前がなかつた。
(7) 当日の式では、名前の呼び上げがなかつた。

(8) 学級の人数にも入れてもらえなかつた。

(9) 四月三〇日までに渡すこと）を義務付けられた教
科書を、家族が請求した十一月まで放置していた。

(10) 四年、五年の指導要録の所見欄が記載されてい
なかつた。

(11) 右記の期間、中条町の適応指導教室に通つてい
て資料が毎月学校に送られていたが、出席日数
として算入してもらえなかつた。

四、新潟県弁護士会に人権侵害事件と して提訴

あまりにもひどい人権侵害なので、〇二年一〇月二
二日、子どもと教育を守る新潟県教職員の会は、町教
育委員会と各学校に不平等な扱いのは是正と、本人およ
び家族への謝罪を申し入れた。

一一月二六日、町教育委員会教育長 長谷川孝志名

で「今までの経験から保護者の意向に沿つた形で対応
するよう教育長から指示したものであり、直接、中学
校長からお詫びするのは適切でないと判断しておりま
す」との回答が届いた。

人権侵害とは認めないし、謝罪する意思もないこと
がはつきりした段階で、〇三年の一月、救済を求める
緊急申請書を新潟県弁護士会に提出した。双方に対す
る調査は一〇ヶ月に及び、〇三年一二月一四日、人権
救済の要望と勧告書が出された。

新潟県弁護士会 会長 渡辺昇三
人権救済申立事件について

人権救済申立事件について、慎重に調査した結
果、被害者の救済・侵害予防のための適切かつ実
効性のある措置が必要との認定に至り、「要望書
及び勧告書」を紫雲寺町教育委員会、藤塚小学校、
紫雲寺中学校に送付した。（平成一五年一二月一四日）
主 文

(1) 卒業式のしおりに名前を記載しなかつたことに
ついて

平成一四年三月二十五日、紫雲寺町立藤塚小学校で行われた卒業証書授与式において、同校が配布した卒業証書授与式のしおりに申立人の氏名を記載しなかつたことは、教育的配慮を欠いた不適切な処置であった。

(2) 町教育委員会が入学通知書を交付しなかつたことについて

平成一四年四月一日、紫雲寺町立紫雲寺中学校の新年度が開始されたが、同時に至つても、同町教育委員会が就学予定者たる申立人の両親に対して入学期日通知書を交付しなかつたことは、学校教育法施行令第五条第一項の趣旨に照らして不適切な処置であった。

(3) 入学式のしおりに名前を記載しなかつたことにについて

平成一四年四月五日、紫雲寺町立紫雲寺中学校で行われた入学式において、同校が配布した入学式のしおりに申立人の氏名が記載されておらず、かつ、申立人の属するクラスの人数に申立人が加えられなかつたことは、教育的配慮を欠いた不適切な処置であった。

(4) 教科書を交付しなかつたことについて

平成一四年四月一日から同年一一月二一日に至るまでの間、同町教育委員会が同校の第一学年の教科書を申立人に交付しなかつたことは、申立人の学習権を侵害する処置であった。

五、県教育委員会が特別通知を出す

〇四年一月一六日、県弁護士会の「人権救済申し立て事件についての（〔〕通知）」を受け、記者会見を開いた。その様子は、翌日の新潟日報、毎日、読売、朝日の各紙に載り、NHK、TEN-Yが県内ニュースで報道した。

当曰、県教育委員会とも話し合いをして、今後このようなことが起きないよう県内の学校に指導するよう求めた。こうした状況を受け、県教育委員会は、〇四年三月九日、「不登校児童生徒への対応について（通知）」市町村教育委員会教育長宛に出した。

この中で「今後このような事例が再び発生することのないよう、不登校児童生徒への対応を適切に行う必要がある」と述べ、町教育委員会の見解を否定した。

また、「指導要録の出席日数が不正確で所見が未記入の部分があつたが、文科初第二五五号文部科学省初等中等教育局長通知を参照に、適切な対応に努める必要がある」との見解を示し、保護者の意向を認知した。

六、紫雲寺町は人権尊重の町宣言

この四月になって、紫雲寺町が一九九五年(平成七)一一月一〇日、「人権尊重宣言」をしていたことを知った。「驚いた、びっくりした」というのが正直な感想だ。

この宣言の中で「基本的人権の尊重は、日本国憲法が保障する根本理念であります」と高らかにうたつてある。「近年、他人の生存権や生活権を脅かし、人間の生きる権利『人権』を侵犯すること甚だしく、児童、女性、高齢者等のひそやかな幸せまでも侵し、いじめ、虐待、差別等の悲しむべき行為さえ見られる状況あります」として、「町民一体となつて、思いやりの心あふれる紫雲寺町建設のため、最大の努力をすることを誓います」と宣言している。

もし「この宣言で誓つたことが、教育委員会や学校の中で真剣に取り組まれていたとしたら、「いじめ問題」

にもしつかりとした対応ができたであろうし、その後の人権侵害も起きなかつたであろう。

残念なことに、この宣言は「これまで生かされてこなかつたし、今もって生かされようとしていない」

七、全国の識者にコメントを求める

この三月になってから、紫雲寺町人権侵害事件の概要を地域の人に知らせるためにビラを作成した。それに併せて全国の大学にビラを発送してコメントを求めた。そのいくつかを紹介しよう。

◎卒業式・入学通知、入学式に不適切な処置。それ自身が子どもの人権に反するもの、すなわち、子どもの生存権的学習権を奪うものである。何故なら、学校に通うこと自体、「生存権」を否定することである。そんなことは学校、行政にできないはずだ。(大阪教育大学・玉置哲淳)

◎新潟県弁護士会の「要望・勧告書」に賛同します。このような措置をとつたことについて、当該教育委員会および学校は、説明責任を負い、謝罪

すべきだと思います。（新潟大学法学部・鈴越益弘）

◎教育の根源になければならないのは、憲法一三
条が明規する「個人の尊厳」ということです。個
人の尊厳・個人の尊重という憲法価値の大切さを
紫雲寺町教育委員会、当該小中学校は真摯に受け
止めることが何より必要なことです！（新潟大学法
学部・根森健）

八、「親の意向」が作り出された

町教育長は、NHKの取材に「親の強い意向に沿う
ことが子どもの幸せにつながると思つて名前を載せな
かった」と答え、それがそのまま県内で報道された。
両親はこれまで「卒業式、入学式の葉に名前を載せ
ないで欲しいと言つたことはない」と主張して、教育
長と真っ向から対立していた。両親は共に几帳面な方
で日記、記録、録音テープなど、話し合いを持つ度毎
に丹念に残していた。その記録資料と付き合わせたた
め、教育長に「いつ」「どこで」「何を話した」のかの
資料提出を求めた。唯一出したものが教育長と父親の
学部・根森健）

九、「親の意向に沿つた」論の誤り

両親はそんなことを言つた覚えはないと強く主張し
ているのだが、仮の話、「両親が言つた」としたら、
卒業式、入学式の葉から名前を削ることができるので
ないで欲しいと言つたことはない」と主張して、教育
長と真っ向から対立していた。両親は共に几帳面な方
で日記、記録、録音テープなど、話し合いを持つ度毎
に丹念に残していた。その記録資料と付き合わせたた
め、教育長に「いつ」「どこで」「何を話した」のかの
資料提出を求めた。唯一出したものが教育長と父親の
学部・根森健）

電話会話記録・「備忘録」であった。

電話をしてきたという時間に家族は買い物に出かけ
ていた。それを証明するレシートが残されている。ま
た、会話の記録は仔細なもので、録音テープに録つ
ておかなれば再現できないものであった。教育長は
「録音テープがある」と主張しているので、提出を求
めたが、未だそれがされていない。

こうした経過や資料から推量してみると、「親の意
向」が教育委員会と学校によって意図的に作られた可
能性がある。

されない行為である。

「親の意向に沿った論」の誤りの第一は、憲法一一条「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」の無理解にある。「親の言つたこと」なら、「どのようなことも子どもに為しうる」と考えた結果だつたようだが、とんでもない解釈である。子どもは親の付属物ではない。独立をした人格を持ち、基本的人権を保有している。その人権を親といえども侵害できなことは、憲法の条文が示すところである。「親の意向」を盾にして自己弁護を図っているが、その理論の矛盾を覆い隠すことはできない。

第二は、法定行為（保護者への入学通知交付）をしなかつたことに説明がつかないこともある。法治国家においては、「誰かの意向」によつて、その可否を決定することは許されていない。法的な要件を満たさなければ、單なる違法行為にしか過ぎない。

第三は、「親の意向」と言われているものが、「眞の親の意向」だったのかという問題である。両親は、いじめ問題が発生して以来、一貫して子どもの人権を守ろうと真剣に取り組んできた。その情愛は他の親御さんにも勝るとも劣らないものがある。その両親の眞意が、

わが子に対する不平等・不利益な取り扱いを望んでいなかつたことは確かである。ましてや人権侵害にまで及ぶ不法行為を望んでいないことははつきりしている。教育委員会と学校は教育の専門家として、保護者の眞の意向を汲み取る努力をしなければならない。これができなかつた関係者には、誤った事柄の大きさから社会的な批判が浴びせられるのは当然のことである。

「信じられないようなひどい扱いである。誤りを誤りと認め、謝罪できない人間に教育に関わる資質が備わっているはずがない」（秋田大学教授）の声を、報告のまとめにしよう。

十、△さんと両親の訴え

①△さんの訴え

僕がいちばん訴えたいことは、小学校、中学校での扱いが同級の友だちと同じでなかつたことです。なぜ僕にはみんなと同じ扱いをしなかつたのか、僕は「このことで何年も苦しんできました。

僕はみんなと同じ扱いをされたかったのに、この長い間、教育長、校長がこのことをしてくれなかつたことが残念で仕方がありません。

②両親の訴え

わたしの子は、いじめを受けて学校に行けなくなりました。なんとかしたいと学校側に解決をお願いしましたが、「いじめはなかった」の一点張りで、取り合ってくれませんでした。そういううちに、小学校の卒業期を迎えました。卒業式の案内状、中学校への入学通知書などがもらえませんでした。その上、卒業式、卒業式や入学式のしおりからも名前を落とされてしまいました。あまりにもひどい扱いなので、県弁護士会に提訴して、人権侵害事件として認定してもらいました。

わたしたちは、他の子どもさんと同じに扱って欲しいのです。わたしの子の人権と名誉を回復して欲しいのです。同時に、人権侵害を引き起こした責任者の謝罪を求めるのです。この四月の異動で、その責任者は藤塚小学校から転勤しました。だからといって、人権侵害の事実をうやむやに終わらせて欲しくないのです。

(じたばし いくお・新津市)

